

社会復帰支援事業実施要綱

第1 目的

国内ハンセン病療養所（以下「療養所」という。）を退所し、地域社会内に生活基盤を確立することを希望する者（以下「希望者」という。）に対して、社会復帰に際して必要となる費用を支援することにより、その生活基盤の確立及び自立の促進に資するものとする。

第2 事業の主体

本事業は厚生労働省の委託事業とし、実施主体はその受託者（以下、「実施主体者」という。）とする。

第3 支援対象の要件

支援の対象は、現に療養所に入所しており、3か月以内に退所を希望する者、または療養所を退所してから初回申請時まで6か月を経過していない者とする。

第4 支援内容

① 支援の内容は、希望者自らが必要とする下記の費用について、希望者の申請に基づき、実施主体者が審査の上決定する。

アからクの各費用の細目については、別表支援基準に掲げるとおりとする。

ア住宅準備費用

退所後の住宅確保のために必要な費用であって、住宅購入、住宅借入時の敷金・礼金、手数料等賃貸契約時の諸経費及び住宅改修等に要する経費

イ引越費用

退所後の住宅への移転に必要な費用であって、引越の外注費用、申請対象者の移動費等に要する経費

ウ日用品準備費用

退所後の日常生活に必要な調度品等の費用であって、冷蔵庫等の電化製品、食器等の日用品、電話等の通信機械の購入・設置等に要する経費

エ技能習得費用

今後の社会生活を営むうえで必要とされる知識技能を習得するために必要な費用であって、運転免許等の資格取得や各種技能取得のための講習会参加費等に要する経費

オ就労準備費用

就労のために必要な諸経費であって、交通費等の就職活動費や衣服、履物購入等の支度費用等に要する経費

カ自立生業費用

生業のために必要な資金、災害等による損害の回復等に要する経費

キ障害・介護用品費用

身体障害や加齢に伴い、障害や介護に必要とされるものに要する経費

クその他

② 希望者は、決定された支援内容に基づく実支出額に相当する金額を、原則として、現金による精算交付を受ける。

ただし、実施主体者は、希望者が概算払いの必要があると認める場合には、支援決定した時点以降、概算で支払うことができる。

第5 支援内容の事前承認

希望者は別表支援基準の支援内容に掲げるその他の費用について、事前承認申請書（別紙様式第1号）により、事前承認を求めることができる。

この場合、承認を求める者にあつては、承認を求めるもの（支援内容の対象）の情報が明らかとなる書類を添付するものとし、また、実施主体者の求めに応じ、必要な書類を提出するものとする。

実施主体者はその結果を事前承認結果通知書（別紙様式第2号）をもって希望者に通知しなければならない。

第6 支援限度額

総額250万円の範囲内においてその実支出額を支援する。

第7 支払方法

①精算払い

精算による支払いを受ける者は、5回を上限として、希望口数（1口10万円とする。以下同じ。）の範囲内で精算額が一括で支援される。

②概算払い

概算による支払いを受ける者は、5回を上限として、希望口数を実施主体者に申込み、概算払いを受ける。

なお、精算時において、実支出額が、概算払額以下であった場合、その差額（以下「不用額」という。）を返納し、返納金分の請求権を失う。

第8 申請時期

希望者は、退所を希望する3か月前から申請を行うことができるものとし、退所後においては、6か月を経過する前までに初回申請を行わなければならない。

なお、退所後において天災及び本人入院のいずれかのやむを得ない状況により初回申請を行えなかった者については、これら状況が解消した時点で申請を行うことができる。

また、第2回目以降の申請については、精算払いの者にあつては、前回の支援金受領書（別紙様式第6号）を提出してから、また、概算払いの者にあつては、精算手続きが終了してから申請するものとする。

第9 支援の期間

支援は初回支援の時から4年の間とする。

第10 支援手続き等

①社会復帰支援申請書の提出

ア. 希望者のうち療養所入所中に申請する者（以下、「入所中申請者」という。）は、「社会復帰支援申請書」（別紙様式第3号）（以下「申請書」という。）をその者が入所している療養所の長を経て実施主体者あて提出するものとする。

イ. 希望者のうち療養所退所後に申請する者は、退所前に入所していた療養所の長が発行する「退所証明書」と併せて申請書を直接実施主体者あて提出するものとする。

ウ. 概算払いによる支払方法を選択する者は上記のほか、見積書（様式任意）及び誓約書（別紙様式第7号）を添付するものとする。

②実施主体者の説明義務

実施主体者は、概算払いによる支払方法を選択する者が①に定める書類を提出した際、下記の点について、希望者に説明を行った上で受理しなければならない。

- ・概算払いにより支援が決定された場合、支援金は当該年度中に執行し、領収書の添付をもって精算確定申請書（別紙様式第8号）を実施主体者に2月末日までに提出をしなければならないこと。

- ・ 不用額発生者には債務発生通知書（別紙様式第9号）が発行され、発行後は遅延なく手続きが必要となること。
- ・ 債務発生通知書が発行され納入期限（債務発生通知書施行日から20日以内）中に不用額が納入されない場合、遅延利息（民法第404条及び第405条による遅延利息）が課せられること。

③ 支援の決定等

- ア. 実施主体者は、申請書の送付を受けたときは、必要に応じて実施主体者内に設置する「社会復帰支援協議会」の意見を聴取した上で支援内容を決定するものとする。
- イ. 実施主体者は、支援内容を決定したときは、支援内容、支払時期、支払方法その他必要な事項を記載した「社会復帰支援決定通知書」（別紙様式第4号）を被決定者に交付するものとし、療養所の長に対し別途その写しを送付するものとする。
- ウ. 入所中申請者は、療養所退所後1ヶ月以内に退所前に入所していた療養所の長が発行する「退所証明書」を実施主体者あて提出しなければならない。
- エ. 入所中申請者が、社会復帰支援決定通知書を受けて4か月以内に退所しない場合もしくは退所証明書を提出しない場合においては、社会復帰支援決定通知書は無効とする。

④ 支援金の送付

- ア. 実施主体者は社会復帰支援金を交付後速やかに支援金振込通知書（別紙様式第5号）を被決定者に対して送付するものとする。
- イ. 支援金は銀行振込とする。
- ウ. 被決定者は入金を確認後、実施主体者に対して支援金受領書を必ず提出しなければならない。

⑤ 帳簿等

実施主体者は、次の帳簿及び申請書等関係書類を備え付けるとともに、支援業務の適正な運営に努めなければならないものとする。

- ア. 支援金台帳
- イ. 現金貯金出納簿
- ウ. 伝票
- エ. 事前決定申請書（別紙様式第1号）
- オ. 事前決定通知書（別紙様式第2号）
- カ. 社会復帰支援申請書（別紙様式第3号）
- キ. 社会復帰支援決定通知書（別紙様式第4号）
- ク. 支援金振込通知書（別紙様式第5号）
- ケ. 支援金受領書（別紙様式第6号）
- コ. 誓約書（別紙様式第7号）
- サ. 精算確定申請書（別紙様式第8号）
- シ. 債権発生通知書（別紙様式第9号）
- ス. 再審査後支援決定通知書（別紙様式第10号）
- セ. 見積書
- ソ. 支援額確定通知（別紙様式第11号）

第11 支援金の確定及び精算

支援金の確定は、支援額確定通知（別紙様式第11号）をもって確定する。

実施主体者は、精算払いによる交付を受けた者に対して、精算払い交付の際に、支援確定額通知を行う。

また、概算払いによる交付を受けた者に対しては、実施主体者は精算確定申請に基づき3月末までに支援額確定通知を行い、不用額発生者には債務発生通知書による精算を実施する。

第10-③-エにおいて無効となった者については、実施主体者は速やかに債務発生通知書を送付しなければならない。

第12 支援の条件

支援については、1度限りとし、再支援は認めないものとする。

ただし、平成10年3月17日健医疾第16号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知別添「社会復帰準備支援事業実施要綱」（以下、旧要綱）による支援を受けた者や、本要綱による支援を受けた者が、療養所の病棟（居住者棟及び不自由者棟を除く）に再入所し、その入所期間が2年以上経過した者については、1度に限り、下記の支援内容にかかる費用について総額50万の範囲内において、一括して支援を求めることができる。

①住宅準備費用

退所後の住宅確保のために必要な費用であって、住宅購入・敷金・礼金、手数料等賃貸契約時の諸経費及び畳替え等の改修等に要する経費。

ただし、前回の支援の際、住宅購入を行った者については、その住宅が現存する場合、この費用による支援は受けられないものとする。

②引越費用

退所後の住宅への移転に必要な費用であって、引越の外注費用、申請対象者の移動費等に要する経費。

第13 不服申し出に対する手続き

被決定者においては、実施主体者による支援内容の決定に不服がある場合は、社会復帰支援決定通知書を受理した日から60日以内に実施主体者に対して不服の申し出をすることができる。

不服の申し出があった場合は、社会復帰支援協議会で審査を行い、その結果を実施主体者に答申しなければならない。

実施主体者は、答申を遵守し、答申後速やかに被決定者に対して、再審査後支援決定通知書（別紙様式第8号）を交付しなければならない。

なお、この審査は初回審査時に社会復帰支援協議会の意見を聴取している場合にあっても社会復帰支援協議会でこれを行う。

ただし、支援額確定通知については、不服の申し出をすることができない。

第14 社会復帰支援協議会の設置

実施主体者は支援事業の適正な運営を確保するため、支援内容の事前承認決定、決定等に関して意見を求める機関として、実施主体者内に社会復帰支援協議会を設置するものとする。

社会復帰支援協議会の構成員、開催要領等については、別途実施主体者で定めるものとする。

第15 支援内容の見直し

支援内容の見直しについては、厚生労働省においてこれを行うが、実施主体者は、支援事業の実施状況を踏まえ、支援内容見直しについて要請することができる。

なお、実施主体者は、厚生労働省が別表について見直しを行う際、それまでの社会復帰支援協議会における審査内容を報告しなければならない。

第16 事業開始

本事業は平成15年4月25日から施行し、平成15年4月1日に遡って適用する。

附則

- 1 本要綱第1にある国内ハンセン病療養所は以下の療養所をいう。
国立療養所松丘保養園
国立療養所東北新生園
国立療養所栗生楽泉園
国立療養所多磨全生園
国立駿河療養所
国立療養所長島愛生園
国立療養所邑久光明園
国立療養所大島青松園
国立療養所菊地恵楓園
国立療養所星塚敬愛園
国立療養所奄美和光園
国立療養所沖縄愛楽園
国立療養所宮古南静園
財団法人神山復生病院
琵琶崎待労院診療所
- 2 平成14年4月1日より平成15年3月31日までに療養所を退所した者で、かつ、「第3 支援対象の要件」に合致する者は、「第8 申請時期」にある退所後6か月を経過する前としている申請時期の制限について、これを1年6か月を経過する前までとする。
- 3 旧要綱に基づき支援を受けている者（以下、「旧要綱支援者」という。）であって、上限額250万円の支援のうち、申請を行っていない支援内容については、本要綱の規定による支援を申請できるものとする。
その際、すでに旧要綱に基づき申請したものについては申請の対象外とする。
- 4 旧要綱は廃止する。
ただし、旧要綱支援者及び平成8年4月2日から平成14年3月31日までに療養所を退所した者であって旧要綱支援者以外の者（以下、「旧要綱未支援者」という。）については、引き続き旧要綱を適用する。
なお、旧要綱未支援者は旧要綱にいう「社会生活訓練支援」に相当する150万円について本要綱により申請できるものとする。
また、当該取扱は、旧要綱未支援者が平成16年7月1日より、6ヶ月以内に初回申請を実施した場合にのみ適用し、申請においては、平成14年4月1日以降に購入した物を対象とする。
2回目以降の申請については、本要綱によることとする。
- 5 沖縄ハンセン病療養所社会復帰支援事業及び社会生活支援一時金事業の対象者が支援を受給後に病療養所に入所し、その後退所した場合には、第12ただし書きによる支援を除き、当該事業の支援は受けることができない。

この要綱の一部改正は平成16年7月1日から適用する。

この要綱の一部改正は平成18年2月10日から適用する。